

店舗等新築改修費補助事業施工業者登録要領

制定 平成 24 年 4 月 1 日

一部改正 平成 27 年 3 月 23 日

一部改正 平成 28 年 3 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富良野市中小企業振興条例（昭和 50 年条例第 5 号。以下「条例」という。）及び富良野市中小企業振興条例施行規則（昭和 50 年規則第 13 号。以下「規則」という。）に基づく店舗等新築改修費補助事業の施工業者の受付及び登録等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の意義は、条例及び規則で定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施工業者 規則に基づき、店舗等又は工場の改修等工事に係る費用の助成を希望する中小企業者等と契約しようとする業者をいう。
- (2) 登録施工業者 施工業者のうち、この要領により登録を認められた業者をいう。
- (3) 市の指名業者 2 年度ごとに市が公表している建設工事等入札参加資格審査結果一覧表（以下「一覧表」という。）に掲げられた業者をいう。
- (4) 市内業者 市内に主たる事務所をもつ業者、又は市内に主たる事務所を持たない業者であっても市内に支店若しくは営業所を設置し、当該支店若しくは営業所の住所が一覧表に掲げられている市の指名業者

(施工業者の登録の受付)

第 3 条 施工業者の登録申込みは、登録申込書（別記第 1 号様式）による。

2 受付窓口は、経済部商工観光課とする。

(施工業者の登録審査)

第 4 条 施工業者の登録の要件は、次に定めるものとする。

- (1) 市内業者であること。
 - (2) 市税の滞納がないこと。
- 2 施工業者として登録を希望するものは、申込みの際に、次に定める書類を添付するものとする。
- (1) 法人の場合は、法人登記の登記事項証明書（3 か月以内に発行されたものに限る）の写し
 - (2) 個人の場合は、住民票（3 か月以内に発行されたものに限る）、住民登録された住所と事務所等の住所が異なる場合は、事務所等の住所を証明することのできる書類

- (3) 納税証明書（1週間以内に発行されたものに限る）
- (4) 登録する工種を施工できる業者であることを証する書類
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可を受けている場合は、その許可証の写し
- (6) その他市長が必要と認めた書類

3 市の指名業者である市内業者は、建設工事等入札参加資格審査結果一覧表に掲げられている年度において、前項の書類の添付を省略することができる。
（登録期間）

第5条 登録施工業者として登録できる期間は、登録の日から1年以内の日までとする。ただし、前条第3項に該当する業者が、登録の期間を満了する日において、引続き市の指名業者である場合には、その登録期間は、自動的に1年以内の日まで更新されるものとする。

（施工業者の工種）

第6条 施工業者の登録は、次に示す工種ごととする。

- (1) 建築一式工事
- (2) 水道、管工事
- (3) 電気工事
- (4) 建具、ガラス工事
- (5) 内装仕上工事
- (6) 板金、屋根工事
- (7) 塗装工事
- (8) 土木工事
- (9) 造園工事
- (10) 舗装工事
- (11) 看板工事
- (12) その他建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の左欄に掲げるもの

2 施工業者は、前項各号に示す工種を選択し、登録を申込みものとする。複数の工種について登録を希望する施工業者については、工種ごとに審査を行うものとする。

3 登録施工業者が、その登録が認められた工種の範囲内で、補助申請者と契約した工事に限り、条例及び規則の規定による補助の対象とする。
（登録内容の変更）

第7条 登録施工業者が、その登録内容に変更が生じた場合は、登録変更届（別記第2号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出が提出された場合は、第4条に規定する要件を満たす

ことを確認した後、あらたに登録を認める。その際、変更前の登録は抹消される。

(台帳整理)

第8条 市長は、次に掲げる内容を整理した施工業者の台帳を整備するものとする。

- (1) 登録申請した業者名又は営業所名及び代表者名
- (2) 事業所又は営業所の住所
- (3) 登録が認められた工種
- (4) 登録を認めた期間
- (5) 登録番号
- (6) 登録するために付した条件等
- (7) 登録を認めることができなかった事項

2 市長は、必要に応じ、台帳の内容を公表できるものとする。

3 公表は、市のホームページや広報等によるものとする。

(台帳の閲覧)

第9条 市長は、市民から要望があった場合は、登録施工業者台帳を、商工観光課の窓口において、閲覧させることができる。

(登録の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する施工業者の登録を取消することができる。

- (1) 登録取りやめ届(別記第3号様式)の提出があった場合
- (2) 登録申込みをした際に、虚偽の内容があった場合
- (3) 市内から事業所又は営業所がなくなった場合
- (4) 登録後において、市税の滞納があると市長が認めた場合
- (5) その他登録を認めることが不適切と判断される場合

(富良野市住宅改修促進助成事業施工業者の特例)

第11条 富良野市住宅改修促進助成条例(平成21年条例第3号)の規定に基づく富良野市住宅改修促進助成事業施工業者登録要領により登録された施工業者は、この要領により登録されたものとみなす。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。